

「料金計算の特例」説明書

集合住宅における各ご家庭の料金負担をできるだけ抑える観点から、共同住宅における「料金計算の特例」制度があります。

お申込みの前に、この説明書をよくお読みいただき、所定の申込書でお申込み下さい。

なお、詳細については料金課（0178-70-7010、または7012）までお問い合わせ下さい。

1.適用基準

- アパートやマンションなど 3戸以上の集合住宅であること
- 各戸ごとに給水のための装置があり、専ら家事の為に使用していること
- 各戸に企業団のメーターが設置されていないこと
- 共同住宅の管理人、または管理会社等があること。

2.料金の計算方法

元メーターで計量した使用水量を各戸で均等に使用したものとみなし、口径 20 mmの料金を準用して計算します。

(計算例) 使用世帯 10 戸、1 カ月の使用水量 200 m³、口径 50 mmのとき

(A) 口径別料金の場合 71,400 円(税抜)

(B) 料金計算の特例では 45,100 円(税抜)

差引 (B-A) 26,300 円(税抜)



3.注意事項

申込書を受理後、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行います。

審査結果は、決定通知書または非該当通知書によりお知らせします。

審査には、2~3週間ほど要します。

特例の適用時期は、決定通知でお知らせします。

特例を適用されている期間は、入居者に変更が生じることに届出が必要です。

基準に適合しなくなったときは、特例が解除になります。

解除されたときは、解除通知書によりお知らせします。

特例が適用されても、口径別料金より安くなるとは限りません。使用状況をよくご確認のうえ検討してください。